

# 社会保険ひろしま

第925号

- 【ご案内】 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります
- 【ご案内】 社会保険事務はオンラインサービスで効率よく行えます
- 【お願い】 外国籍の従業員の厚生年金保険加入前後の国民年金加入期間に係る手続き  
年金日より
- 協会けんぽ広島支部移転のお知らせ
- 「健康経営優良法人2026」の申請受付が始まりました！
- マイナ保険証をお持ちでない方へ「資格確認書」を送付します
- 令和7年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い
- 令和7年度年金制度説明会のご案内



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和7年7月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		62,015	61,069
船舶所有者数		244	320
被保険者数	男性	512,140人	382,002人
	女性	356,321人	273,769人
	船員	3,091人	3,367人

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われたところです。

これを踏まえ、被扶養者としての届出にかかる者（以下「認定対象者」という。）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。

### 認定対象者の収入要件

扶養認定日が令和7年10月1日以降の認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満（※）の場合は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変わります。

なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

<現行>

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※ 年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

なお、令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の認定対象者の年間収入要件は130万円未満で判定します。

## ご案内 社会保険事務はオンラインサービスで効率よく行えます

社会保険事務の効率化のために「電子申請」や「オンライン事業所年金情報サービス」を利用してみませんか。申し込み方法はとても簡単です。貴事業所の業務効率向上のためにぜひご検討ください。

### オンラインサービスを利用すると…

Point 1  
24時間365日  
いつでもどこでも申請



Point 2  
通知書が早く届く  
情報の定期的な受け取り



Point 3  
郵送費・交通費の  
コスト削減



オンラインサービスの詳細や申し込み方法等は、こちらからご確認ください。

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）  
0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください。

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。  
（受付日時等はHPをご覧ください。）

お願い 外国籍の従業員の厚生年金保険加入前後の国民年金加入期間に係る手続き

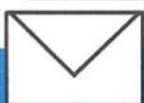
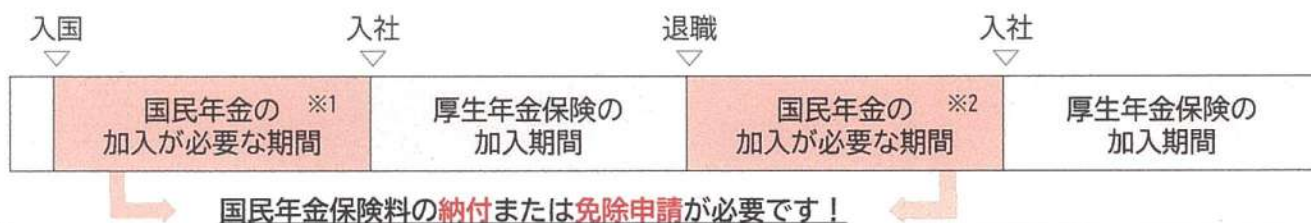
国民年金は、国籍に関係なく、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の方が被保険者になります。

外国籍の方が日本に入国し厚生年金保険に加入する場合、「入国から厚生年金保険加入までの期間」(※1)や、「退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間」(※2)は、法律によって国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。(社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。)

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合があります。そのため、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があります。(手続きが必要な方に日本年金機構から封書をお送りしています。)

該当する従業員の方がいる場合は、お近くの年金事務所へのご案内をお願いします。

<国民年金加入イメージ図>



年金だより

年金委員設置のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 等

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構 公式SNS



X (旧Twitter)



[https://x.com/Nenkin\\_Kikou](https://x.com/Nenkin_Kikou)



Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2509 1017 001 (全国)

日本語

英語・やさしい日本語



協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 いろは

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 かえで

協会けんぽ

# 広島支部からのお知らせ

2025年

9月

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いいたします

## 協会けんぽ広島支部移転のお知らせ

協会けんぽ広島支部は**令和7年9月16日(火)**に移転いたしました。  
ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



新住所

〒732-8512

広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

※個別郵便番号のため、郵便番号は変わりません。

電話番号

082-568-1011 (代表)

※電話番号の変更はありません。

最寄り駅

JR各線「広島駅」

詳しくは  
こちら



## 「健康経営優良法人2026」の申請受付が始まりました!

**健康経営優良法人**とは、経済産業省と日本健康会議が特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。健康経営を推進している企業として、**全国的にPRすることができます。**

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### ●健康経営優良法人2026のスケジュール

部 門	申請 期 間	認 定
大規模法人部門	令和7年8月18日(月)～ 令和7年10月10日(金)17時	令和8年3月頃
中小規模法人部門	令和7年8月18日(月)～ 令和7年10月10日(金)17時	令和8年3月頃

認定を受けると「ロゴマーク」が  
使用可能になります!



健康経営優良法人  
KENKO Investment for Health  
大規模法人部門



健康経営優良法人  
KENKO Investment for Health  
中小規模法人部門

「健康経営優良法人2026」中小規模法人部門の申請には  
「**ひろしま企業健康宣言**」のエントリーが必須です

申請は  
「ACTION!健康経営」  
ポータルサイトから



## 「ひろしま企業健康宣言」参加事業所を 募集しています!

健康経営優良法人(中小規模法人部門)に申請するためには、「**ひろしま企業健康宣言**」にエントリーすることが必須です。職場の健康づくりの第一歩として、まずは「**ひろしま企業健康宣言**」を始めませんか?

従業員の皆様がいきいきと活躍できる健康的な職場を広島支部とともにつくっていきましょう!

詳しくはこちら



広島県内  
5,000社  
突破!



# マイナ保険証をお持ちでない方へ「資格確認書」を送付します



現在お持ちの健康保険証は、令和7年12月2日から使用できなくなるため、**マイナ保険証をお持ちでない方**(※)に資格確認書を送付します。

<b>送付対象者</b>	令和6年11月29日までに資格取得の決定をされ、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方 ※対象者がいる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月に郵送しています。
<b>送付時期(予定)</b>	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬 ※広島支部の加入者は令和7年10月に送付予定
<b>送付方法</b>	被保険者様の住所に特定記録郵便で送付(被扶養者様の資格確認書も同封) ※5名以上の場合は複数の封筒で送付するため、到着時期が異なる可能性があります。

## ※マイナ保険証をお持ちでない方とは

- マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- 健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

## 事業主様へのお願い

被保険者様の住所に送付後、宛所不明等の理由により不着となった場合は、事業所様へ再度送付します。事業所のご担当者様は速やかな配付にご協力をお願いします。

**Q1** なぜ家族全員分の資格確認書がないのか？

**A1** 資格確認書はマイナ保険証による資格確認を受けられない加入者様にお送りしています。

**Q2** 既に資格確認書を持っている。どちらを使えばいいのか？

**A2** 資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものは同封の返信用封筒でご返却をお願いします。

**Q3** 今持っている健康保険証はどうしたらよいのか？

**A3** 令和7年12月1日までは、健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。

**Q4** 資格確認書が届いたがすでに健康保険の資格を喪失している。どうしたらよいのか。

**A4** 同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

## 令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかの再確認を毎年度実施しています。

被扶養者の再確認は、加入者みなさまの保険料負担の軽減にもつながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 確認の対象となる方

※右記①～③のいずれかに該当する被扶養者がいない場合は被扶養者状況リストは送付されません。

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

**送付時期(予定)** 令和7年10月中旬から10月下旬にかけて順次送付

**提出期限** 令和7年12月12日(金)

**令和6年度の実績**

- 扶養解除者数……………約6.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) ……約11億円



確認の対象となる方が今年度から変更となっています。

## 協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年9月号)

<発行> **全国健康保険協会 広島支部**  
協会けんぽ

〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

お問合せはこちら

電話番号 082-568-1011(代表)  
平日のみ 8:30～17:15  
※おかけ間違いにご注意ください



## 今月の TOPICS

## 電子処方箋を使ってみませんか？

電子処方箋を利用すると、処方・調剤された薬をマイナポータルですぐに確認できます。過去3年間分の薬を確認できるのは初めての医療機関・薬局に行く際にも、過去に服用したことのある薬を簡単に調べられて便利です！

電子処方箋のメリットや利用方法などの詳細はこちら(厚生労働省ホームページ)



令和7年度

# 年金制度説明会のご案内

参加費  
**無料**

開催日時：令和7年11月17日(月)

13時00分～16時00分

(受付時間：12時00分～12時50分)

場所：広島県民文化センター

(広島市中区大手町1-5-3)

※公共交通機関をご利用ください。

## 日本年金機構と社会保険協会が共同開催する説明会です。

令和7年年金制度改正の意義や、実際の事業所調査で指摘の多い事例を踏まえた改善のポイントなど、実務のプロフェッショナルが最新情報について分かりやすくお伝えします！ぜひ、ご参加ください。

### 説明会の概要

#### 1. 特別講演

##### 『年金制度改正等について』

～現行制度のしくみと考え方、令和7年年金制度改正の意義を解説します～

講師：高橋俊之 日本総合研究所特任研究員  
(元厚生労働省年金局長)

著書「年金制度の理念と構造」(社会保険研究所)



#### 2. 年金制度改正の実務と留意点

～令和7年年金制度改正を踏まえた厚生年金適用実務の留意点を解説します～

講師：日本年金機構厚生年金保険部 厚生年金保険適用・調査グループ

#### 3. 調査指摘・改善指導事例集の解説(令和7年度版)

～被保険者の資格や報酬の届出で誤りやすい事例を解説します～

講師：日本年金機構特別法人対策部 法人調査グループ

日本年金機構本部  
職員が講師となり、  
より詳細な情報をお届けします！

ご不明な点がございましたら、広島東年金事務所(Tel082-228-3131)にお問合せください。